平成２１年（フ）第４３７号
岩手県花巻市星が丘２丁目24番３号
債務者　鎌田　一也
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第９４５号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟701号
債務者　平川アサヱ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６号
岐阜市手力町７番17号
債務者　佐藤　章二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３６号
名古屋市中区丸の内２丁目12番19号、住民票上の住所愛知県半田市亀崎町８丁目４番地
債務者　牧　美保子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤歌奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１７３３号
名古屋市中区松原２丁目14番９号　ＮＴＴ松原第２社宅21号
債務者　友田　和美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７号
三重県津市東丸之内１番19号　すみれ亭202、住民票上の住所愛知県小牧市小牧２丁目10番地　小牧キャッスルハイツ307号
債務者　関口　温義
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９１号
大津市松原町10番10―302号
債務者　福谷　静江
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９１号
鳥取県米子市淀江町佐陀760番地４
債務者　長澤由美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３０号
鳥取県米子市両三柳2706番地
債務者　松本　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５０号
鳥取県米子市旗ケ崎２丁目14番10号　Ｉ―302号
債務者　松本　光子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第９６６号
広島市西区庚午中４丁目10番29号藤田アパート
債務者　三上富美江
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１００８号
広島県東広島市八本松東３丁目17番60号
債務者　佐々木光良
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０２８号
広島県東広島市八本松町米満699番地２織田ハイツ203号
債務者　前田　和美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４２号
広島市西区南観音４丁目５番11―411号
債務者　浅野　勝義
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７号
愛媛県新居浜市大生院920番地の５
債務者　宮﨑　孝文
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９９号
愛媛県新居浜市庄内町３丁目12―34　グランシャリオ202、住民票上の住所香川県高松市元山町826番地７
債務者　合田　啓二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０８号
愛媛県新居浜市松原町６番534号、住民票上の住所愛媛県新居浜市大島1462番地
債務者　羽田ひろみ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所西条支部